

平成 30 年度「しずおか食セレクション」募集要項

1 趣 旨

静岡県は、多彩で高品質な農林水産物を産出する「食材の王国」です。その農林水産物の中から、国内外に誇りうる価値や特長等を備えた商品を、県独自の認定基準に基づいて厳選の上「しずおか食セレクション」として認定し、これらを戦略的に PR することにより、「食の都」づくりを進める静岡県のブランド力向上を図るとともに、「しずおか食セレクション」の認定を目指した取組を誘発することにより、県内産業の活性化に資することを目的とします。

2 主 催 静岡県

3 認定対象商品 農林水産物

- ・ 静岡県産農林水産物のみを原料として単純な加工（乾燥、加熱、切断、冷凍等）をした商品。（容器に入れ又は包装されたものは認定対象とします）
（例）お茶、乾しいたけ、牛乳、切り身、冷凍品等
- ・ お茶は、茶葉生産から製茶まで一元的に管理されたものを対象とします。複数産地や種類のを合組みしたお茶は対象外です。
- ・ 味付けしたものや食品添加物を使用したものは、原則として対象外です。

4 応募について

- (1) 応募資格 静岡県内に活動拠点をもち、生産（製造）を行っている個人、法人、団体、生産者（製造者）と販売者の共同申請も可能。
- (2) 応募期間 平成 30 年 5 月 14 日（月）から平成 30 年 7 月 6 日（金）まで
- (3) 応募費用 無料
- (4) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、添付書類とともに、申請者の所在地を管轄する県の出先機関に提出（7月6日必着）してください。

区 分	提出先
農畜林産物	農林事務所
水産物	水産技術研究所本所又は分場
上記のうち生産範囲が県内広域にわたるもの	県庁経済産業部関係課

- (5) 応募用紙 別紙 しずおか食セレクション認定申請書及び必要な添付書類
（用紙は、静岡県のホームページからダウンロードできます）
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-110/fujinokunibrand.html>

5 審 査

- ・ 静岡県が選任した委員からなる認定審査会を9月上旬に開催予定です。（申請者には別途お知らせします）
- ・ 審査に際して、申請者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
- ・ 審査の際に、申請商品の提供を依頼する場合があります。（商品がある場合）

6 認定基準

次の要件を満たしていること

項目	要件の内容
セールスポイント (独自性・コンセプト等)	・県内外で生産・製造される同種の農林水産物と、あきらかに違う機能や特徴、独自性等の価値を備えた商品。 ・静岡県ならではの特徴を備えていること。
販売流通戦略等	・主要顧客や販売先、販売・流通戦略等が明確であること。
安 全	・県産品の生産・製造工程の管理や情報提供・クレーム対応等リスク管理が適切に実行されていること。 ・しずおか農水産物認証制度、JGAP、T-GAP、HACCP、ISO 等を取得している又は今後取得する予定があること。
品 質	・安定した品質（商品の価値）を維持するために生産・製造、流通、販売までのいずれかの工程において卓越した取組や技術的裏づけがあること。
評 価	・販売実績（原則3年以上）を有し、その実績が安定している又は増加していること。 ・一定の支持を得ていること（一定の支持については、販売先や料理人からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等を総合的に評価する）。

- ・ 商標権や意匠権など他の権利を侵害していないこと。
- ・ JAS 法、食品衛生法など関係法令を遵守していること。

7 認定証有効期間 認定日から5年間

8 認定商品の特典

- ・ 知事は、認定商品について、認定証を交付するとともに、販売先や消費者へのPRを支援します。
- ・ 認定を受けたものは、認定商品に「しずおか食セレクション」マークを表示することができます。
- ・ 県は、ブランドカタログを作成し、県が開催するイベント等で積極的に情報発信します。

9 実施状況の報告

認定を受けたものは、毎年、実施状況報告書（販売実績等）、マーク使用実績報告書を県に提出していただきます。

10 認定の取消

認定を受けたものが、認定を受ける資格を欠くに至ったときや虚偽の申請により認定を受けたときなどには、認定の取消となります。

11 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課（ブランド戦略班）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電 話：054-221-2808、FAX：054-221-2698

メール：marke@pref.shizuoka.lg.jp